

千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県耐震シェルター設置費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)第8条の規定に基づき、耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震シェルターの設置に要する費用で、施工者に支払った額(以下「設置費」という。)とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 補助額は、設置費の2分の1以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる)とする。ただし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請する者は、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ設置に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第3号の書類については、個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉県耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第2号から第5号の書類の添付は省略することができる。

(1) 耐震シェルターの設置に要する費用の見積書又はその写し

(2) 申請者及び所有者全員の住民票の写し

(3) 前年度の市民税、固定資産税、都市計画税納税証明書又は滞納無証明書

(4) 補助対象住宅の登記事項証明書

(5) 耐震診断報告書(財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に適合しているものに限る。)の写し(建築士で木造住宅耐震診断講習会を修了した者が作成するものに限る。なお、作成者が木造住宅耐震診断士以外の場合は、建築士であることを証する書類及び木造住宅耐震診断講習会を修了したことを証する書類を添付すること。)又は誰でもできるわが家の耐震診断表(財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に適合しているものに限る。)の写し

(6) 施工者に係る次のいずれかの書類

ア 事業要綱第2条第9号アに該当する場合は、建設業法第3条第1項の規定に基づく許可書の写し

イ 事業要綱第2条第9号イに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類

ウ 事業要綱第2条第9号ウに該当する場合は、補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者であることを証する書類

(7) 住宅の平面図(耐震シェルターの設置場所を表示したもの)

(8) 耐震シェルターの仕様及び公的機関等での強度試験等のデータに関する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に耐震シェルター設置に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（1）補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第8条 補助金の交付を申請した者が、第5条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉県耐震シェルター設置費補助事業取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉県耐震シェルター設置費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、千葉県耐震シェルター設置費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（遅延等）

第9条 補助事業者は、第6条第3号に規定する遅延等について報告するときは、千葉県耐震シェルター設置費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、設置の完了を報告するときは、千葉県耐震シェルター設置費補助事業実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）耐震シェルターの設置前、設置中及び設置の完了が確認できる状況写真

（2）耐震シェルターの設置に係る契約書の写し

（3）耐震シェルターの設置に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して60日以内かつ当該年度の2月末日までに行うものとする。

(額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉県耐震シェルター設置費補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付請求書(様式第12号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(指導及び助言)

第13条 市長は、補助事業者に対して、当該耐震シェルターの設置について、指導及び助言を行うことができるものとする。

(検査)

第14条 市長は、耐震シェルターの設置に係る工事の内容を確認するため、必要に応じて補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に、補助事業者、施工者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者、施工者は、当該検査に協力しなければならない。

5 市長は、検査の結果、設置に係る工事の内容が適切に行われていないと認めたとき、補助事業者及び施工者に、工事の改善を指示することができる。

6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

7 市長は、前項の検査の結果、設置が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(決定の取消通知)

第15条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、第5条第1項の交付決定を取り消し、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(返還命令)

第16条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県耐震シェルター設置費補助金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効活用)

第18条 補助事業者は、補助事業により耐震シェルターを設置した住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。